



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年10月20日(金) 号外(第1号)

目次

	ページ
条 例	
○群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(児童福祉・青少年課)	2
○群馬県旅館業条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課)	2
○群馬県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(河川課)	3
○群馬県政治資金規正法関係手数料条例の一部を改正する条例(選挙管理委員会)	4
○群馬県立ぐんま昆虫の森整備基金条例(生涯学習課)	4
○群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(交通規制課)	5

■ 条 例

群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十五号

群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

群馬県青少年健全育成条例（平成十九年群馬県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「少年警察補導員」を「少年支援官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県旅館業条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十六号

群馬県旅館業条例の一部を改正する条例

群馬県旅館業条例（昭和二十九年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第二条第一項及び第三条中「同法第三条の第二項及び第三条の三第三項」を「法

第三条の二第二項、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第十八条第一項第二号中「又は法第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は

第三条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

群馬県特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。
令和五年十月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第四十七号
群馬県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第二条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量(容量のない施設にあつては、規模)及び構造の概要
- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先

六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第三条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

一 保全調整池の名称及び指定番号

二 保全調整池の容量及び構造の概要

三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨

四 保全調整池の管理者及びその連絡先

五 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者

の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第四条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号

二 貯留機能保全区域の位置

三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

四 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県政治資金規正法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第四十八号
群馬県政治資金規正法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県政治資金規正法関係手数料条例(平成二十年群馬県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表二の項を削り、同表三の項中「電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」を加え、「二百円」を「百円」に改め、同項を同表二の項とし、同表備考中「若しくは三の項」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の群馬県政治資金規正法関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた少額領収書等の写しに係る写し又は収支報告書等の写しの交付の請求について適用し、施行日前にされた請求については、なお従前の例による。

群馬県立ぐんま昆虫の森整備基金条例をここに公布する。
令和五年十月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第四十九号
群馬県立ぐんま昆虫の森整備基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県立ぐんま昆虫の森整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 群馬県立ぐんま昆虫の森における昆虫観察館又はその附帯設備の整備に必要な経費の財源に充てるため、矢島稔ぐんま昆虫の森名誉園長の寄附金を原資として、群馬県立ぐんま昆虫の森整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十号

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「歩行者に」を「歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)(以下「歩行者等」という。)(に」に改め、同条第二号中「歩行者又は」を「歩行者等又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)(及び」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
